

令和2年3月13日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 5件
(うち電気こんろ1件、延長コード1件、
電気蓄熱式湯たんぽ1件、はしご(ロフト用)1件、
電気温風機(セラミックファンヒーター)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：鈴木、柳川、牧野

電 話：03(3507)9204(直通)

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901214	令和2年2月23日	令和2年3月9日	電気こんろ	火災	当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A201901215	令和2年2月3日	令和2年3月9日	延長コード	火災	当該製品をコンセントに接続したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月18日
A201901216	令和2年1月20日	令和2年3月10日	電気蓄熱式湯たんぽ	重傷1名	当該製品を使用して就寝中、火傷を負った。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	広島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月4日
A201901217	令和元年12月27日	令和2年3月11日	はしご(ロフト用)	重傷1名	当該製品を降りていたところ、当該製品が落下し、両足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	広島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月26日
A201901218	令和2年2月3日	令和2年3月11日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	火災	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月27日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし